

医政発0928第3号

平成24年9月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療機能情報提供制度実施要領の一部改正について

医療機能情報提供制度の実施については、平成19年3月30日付け医政発第0330013号厚生労働省医政局長通知「医療機能情報提供制度実施要領について」の別添「医療機能情報提供制度実施要領」（以下「実施要領」という。）をお示ししているところですが、今般、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会報告書」（平成24年3月医療情報の提供のあり方等に関する検討会）が取りまとめられたことを受けて、実施要領の一部を別添のとおり改正しましたので、十分御了知の上、その実施に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、管下職員等に対し周知及び住民等に対する積極的な広報をお願いいたします。

また、医療機能情報提供制度の普及を促進する観点から、その呼称を「医療情報ネット」とすることとしましたので、併せて周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

